第千七百九号

木

日

平成十八年

十月二十六日

告 示

目

次

県営土地改良事業計画の変更.....

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.七五五

曜

示

告

計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(ため池等整備事業藤井地区) 山梨県告示第五百三十七号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第六項において準用す

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成十八年十月二十六日

ಶ್ಶ

山梨県知事

Щ 本 栄

縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

= 縦覧期間

平成十八年十月二十七日から同年十一月二十七日まで

Ξ 縦覧場所

甲州市役所

異議申立期間

兀

平成十八年十一月二十八日から同年十二月十二日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百七号

梨 県 公 報 第千七百九号 平成十八年十月二十六日

Щ

彦

ľ

三六四 道との丁字路交差点) 先 (県道甲府南アルプス線と市甲斐市西八幡一、九三二番地一 玉幡公園前

平成一八年六月二二日

告示第六〇号

を

¬

三六四 道との丁字路交差点) 先 (県道甲府南アルプス線と市 甲斐市西八幡一、九三二番地一 玉幡公園前 告示第六〇号 | 平成一八年六月二二日

|西八幡線との変則十字路交差点||県道甲斐中央線と市道富竹新田||甲斐市篠原一、九四五番地先(竜王中学校南 | 平成一八年一〇月二六日

三六五

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 (昭和三十五年山梨県公安 委員会規則第七号) 第四条の規定により告示する。 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、 車両の通行禁止、 制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成十八年十月二十六日

山梨県公安委員会

委員長

丸

茂

紀

彦

別表第一 中

...... 七五五

九二 線との十字路交差点) 市道境下条線と市道中下条公園 中斐市中下条七九四番地一先(中下条公園入 | 平成一八年八月一七日

を

二九三 九二 線との十字路交差点)市道境下条線と市道中下条公園|甲斐市中下条七九四番地一先(市道開発一号線と市道松島団地甲斐市中下条一八八番地一先へ 本通り線との丁字路交差点) 沖田橋東 告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日

七五五

七	[九 八	九七	九六	九五五		力 四	っを		九四	اذ		三六六
												-		
地先 (国道二〇号単路) 北杜市白州町鳥原二、九一三番		線との十字路交差点)国道五二号と市道塩崎町双田橋	甲斐市下今井四四五番地一先(八五号線との十字路交差点)		交差点) 番地の一先 (市道同士の十字路 韮崎市藤井町北下條一、六一五	市道同士の十字路交差点)甲斐市龍地三、五六九番地先(的交差点) 「一直」 「一言 「一言 「一言 「一言 「一言 「一言 「一言 「一言	道路と市道藤井五号線との十字(広域農道塩川土地改良区幹線韮崎市穴山町二三六番地の一先		路交差点)の大学では、「は、日本のでは、「は、日本のでは、「は、日本のでは、これでは、日本のでは	このででは、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には、1000年には		十字路交差点) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中巨摩郎昭和町西条五、二三三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
白州体育館前			双 田 橋 北	富士見二丁目	入口雇用促進住宅	双龍橋北詰		韮崎団地入口			韮崎団地入口		南 - - - -	
- - - - - - - - - - - - - -		告示第一〇七号	平成一八年一〇月二六日	平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日		告示第一〇五号平成一七年一二月一日		告示第一 〇 王 号	平成一七年一二月一日		告示第一〇七号	平成一八年一〇月二六日
ić _							ΙĘ							
`		五四	五三			五	`	七四		七三		七二	七一	
	字路交差点) 線と富士川西部広域農道との十 番地六二先 (町道利根川添一号	南巨摩郡增穂町天神中条二八四	の「言語などにない」と町道最勝寺小林二号線と町道と番地先(町道希米小林二号線と南巨摩郡増穂町小林一、一〇七		の五差路交差点)町道最勝寺小林二号線と町道と	番地先(町道脊米小林二号線と南巨摩郡増穂町小林一、一〇七		原富岡線との丁字路交差点)一四先(国道二〇号と県道台ケー四先(国道二〇号と県道台ケ北杜市白州町台ヶ原三八〇番地		線と広域農道との十字路交差点三番地一先(県道茅野北杜韮崎北杜市長坂町長坂下条一、三七	字路交差点)	番地六七〇先(県道北杜八ヶ岳北杜市大泉町西井出八、二四〇	地先 (国道二〇号単路) 北杜市白州町鳥原二、九一三番	
	詰	ふれあい橋南	法 寿 寺 南			法寿寺南		花水坂入口		長坂下条		石堂	白州体育館前	
	告示第一〇七号	平成一八年一〇月二六日	告示第八三号平成一六年一〇月二五日			告示第八三号平成一六年一〇月二五日		告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日		告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日		告示第一〇七号 平成一八年一〇月二六日	告示第一〇五号	

山梨県公
報 第千七百九号
平成十八年十月二十六日

					っを		[<						٦ :	<u> </u>		
	五七	:	五六	五五五		五五五			-	六七	六六		一 六 五			六五
	交差点) 交差点) が選市夏狩三、八八七番地先 ()	南都留郡西桂町下暮地七〇〇番	交差点) 国道一三九号と市道との十字路 国留市桂町九二一番地の一先 (交差点) 交差点) ない できん できん できん できん できる		点)	御坂六三二号線との十字路交差三先(市道御坂一三号線と市道三号線と市道	笛吹市御坂町下野原八二六番地	二号線との十字路交差点)(市道御坂一号線と市道御坂五年の十字路と市道御坂五年の市道の東京)の1号線と市道御坂五年の市の1号線との1号線との1号線との1号線との1号線との1号線との1号線との1号線と	交差点) 交差点) 交差点)	笛吹市御坂町成田二、一二四番		交差点)で差点の一つである。	地二先 (市道御坂九四〇号線と) 笛吹市御坂町成田二、一二四番
	夏狩	;	下暮地	寶鏡寺入口		寶鏡寺入口			- - - - -	下野原下	共選場東 東 一		下 成 田			下成田
	告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号	平成一八年一〇月二六日	告示第一〇五号		告示第一〇五号平成一七年一二月一日			告示第一〇七号	平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日	告示第八四号	平成一八年八月一七日		į	告示第八四号
Ľ	-	¬ I;						_	- I-				 っを			
	Ξ	- از		Ē	;			<u>二</u> 九	, [Ć		— 五 八	—————————————————————————————————————	- Æ		— 五 七	_ _
	十字路交差点)上野原線と町道中央道北線との一九番地の二先(県道四日市場1十番地の二先(県道四日市場北都留郡上野原町上野原一、七		差点)	(大月バイパス)との丁字路交先(国道一三九号と国道二〇号大月市大月二丁目一〇番一二号	初狩線との丁字路交差点)	大月市初守町中初守二五九番地	初狩線との丁字路交差点)の一先 (国道二〇号と県道大幡	大月市初狩町中初狩二五九番地		点)	線と市道赤坂線との丁字路交差地先(県道山中湖忍野富士吉田富士吉田市上吉田六、一二一番	路交差点)		路交差点)		
	消防署南			都留高校南	; ; ;	初守小学交東		初狩小学校東			鐘 山 北	口 船津小学校入			船津小学校入	
	告示第四六号			告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日	告示第五一号		告示第五一号				告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日	告示第一〇五号			告示第一〇五号	

	((都 地先まで (一八九メー) 一子 県道甲 中夕市E扌阿原三、五六三番 万一番 地先から中央市 京市川 六一番地先から中央市		五一四	ァを	先から西八代郡市川三郷町市川大門四、一三 三番地先まで(三六〇 メートル)		別表第四中に改める。	(県道大月上野原線単路) 上野原市鶴川一、五五九番地先	差点) 差点) と市道中央道北線との十字路交と市道中央道北線との十字路交上所近四日市場上野原線 上野原市上野原一、七一九番地	っ を	
	八九六三番の大力・大力・大力・大力・大力・大三番の中央・オート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		都市川三 二六番地 車両		(三八四十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	二六番地 — 車両					
	へ終日 南で				東北を西へ終日で	画 東 東 東 両 連 東 両 進 行		大鶴小学校前世	消防署南		
	1	<u> </u>	26 告示第七〇号 市川 平成一八年七		1日 告示第七〇号	市川		告示第一〇七号平成一八年一〇月二六日	告示第一〇七号		
ے اثر		八五四	に改める。		四九八			「 を リ い		四九七	- -
	二国号道五	線五国	'	ス/ 1 /	(三府県 (昭郷川川田		7 道 		市	市 道 三 甲	-
	番地先(楮根公民館前)	· 先(楮根保育園入口) 一南巨摩郡富沢町楮根四〇九番地			側) 富西ランプ交差点南 富西ランプ交差点南中央市臼井阿原一、		市医師会館南側)	持ちなり対ニアヨ	市医師会館南側)	三七番四号先 (甲府甲府市丸の内二丁目	
		八口)			る北 車進 両す	く。) 除			く両・()を軽二 除車輪		
	九二八	番地			終日		まら1 で九門 時 <i>1</i>		まで	ら 七 時 か	
<u>-</u> 	南部	南部			南 甲 府		F K	月 寸 ——		甲 府	
9 1 9 -	告示第一〇七号	一四九・四・一一			告示第一〇七号 平成一八年一〇		告示第八四号	平	告示第八四号	一七日 平成一八年八月	

山梨	を	=	, Ľ		¬を 、 七	二、七	_		っ を			, Ľ	<i>†</i>	っを し)	
果 公 服		五五市			七四五	七四五町		二八四削除			四四				
第十二		道				道地中		除		線五[号] 番[-			_	
第千七百九号 平龙十八丰十月二十六日		(市民体育館西交差点) 山梨市上石森一、一二八番地先		田橋東交差点)	甲斐市中下条一八八番地一先(地の二先中巨摩郡敷島町中下条一七六番				番地(中部消防署南分署)前	三奪耶富沢町楮根二、八九つ		防署前) 七番地先(峡南消防本部北部消 西川代郡市川三銀町下大鳥居二		
トドヨ		部早一六			二 甲 府 平	甲府五五		南部	_	i i 四二:	— 朝 部 五		告月平		
		一五号 一工号		告示第一〇七号月二六日	平成一八年一〇	五七・六・一〇		告示第一〇七号		-	五三・		告示第一〇七号	₹ - - -	
	 を	•		- از		っを				· 	を		-	- از	_
	-		四六		三、 八		Ξ ,	=		=	_		=	7 🛴	
		+#	六 六 一		八 三 =		/ = =		4白 田 2	六五五		# 5	六 五 五		
		脚線	大町 屋 敷道		削 除		山 杣 県線 口 線 口 塩 道		線川道西智	車広 富域 上農		部二線上	富道広 世 域 世 農		
		(双竜橋南詰交差点)	三番地の一先北巨摩郡双葉町下今井二、五六				一先 四一五番地方	1 1	差点)	番也六二七、ふっあい喬菊吉と南巨摩郡増穂町天神中条二八四			一号象:ひをきなく八四番地の一先(町道利根川添南巨摩郡増穂町天神中条土井二		
			韮崎		塩山		- 塩 山	_		<u></u> 鰍 沢			<u></u> 鰍 沢		
七五九		第告二十			告示第一〇七号 日二六日		第六号・一番	- -	告示第一〇七号			9 - - - - - - -	第五平		―――――――――――――――――――――――――――――――――――――

	っを		[[っを		- از		っを		_	· از		7
四		四] , [四		四	١, ٢	<u> </u>			四	.~		四
八九三		八九三		八 四 八		八 四 八		7 7 7	t l U		六九四			六六一
広域農		道広域農		二国号道五		二国号道五		延士県線川道		身置延線	富県 上 川道		町屋線敷	屋市 数道 黄大
北杜市長坂町長坂下条一、		七九番地二先北巨摩郡長坂町長坂下条一、	⊣ ⊦	番地先(かじや給油所前)南巨摩郡南部町楮根四、七〇八		番地四先(福住屋前)南巨摩郡富沢町楮根四、三一〇		番地先(中村川橋北詰交差点)	有三季 尽有 医丁克格人	(南部警察署内船連絡所前)	香也り三も 南巨摩郡南部町内船七、七六九		一分(又育朴酉言考之元)	ヒ、又に喬河吉と言なる 甲斐市下今井二、五六三番地の
土		四		Й		0		_	_		九			Ő
三長坂		=		_		_		=			_			_
長坂 平成一八年一〇		長坂 平成一五年六月		南部 平成一八年一〇 十二六日 十二六日		告示第四号 告示第四号 月		日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	写 	第四八号 号	南部平成一二年		告示第一〇七号	韮崎 平成一八年一〇
	J			5 O	Ļ	/3		-				L		
										っ を		_	ارِ	
	五	五	Ξ	į	五		五	五	五			五	`	
	一 九 〇	一 八 九	ハハ	-	一 八 七		一 八 六	一 八 五	一 八 四			— 八 四		
三州線川	守県 市道 川甲	市道	二国号道	」 ンイナ に	て〇国号道(へ)	吉野中 田富湖線士忍	県岩道	号坂 市 線 一 道 三 御	線央市 通道 り中		線央通り	市道中		道
(日子下名戶才供一戶TB KYNNV K	く 中央市分析と則上字各交会点中央市臼井阿原二〇五番地一先)(鈴木医院北側丁字路交差点先(鈴木医院北側丁字路交差点甲府市塩部一丁目一一番一二号	双田橋北交差点)		先 (都留高校南交差点) 大月市大月二丁目一〇番一二号	地先 (鐘山北交差点)	富士吉田市上吉田六、一二一番	十字路交差点)三先(市道御坂六三二号線との三先(市道御坂町下野原八二六番地	先		先	上野原市上野原一、六三六番地		三番地一先(長坂下条交差点)
	_		=				=							
R	守南 甲	甲 府	韮崎	ĵ	大月	吉田	富士	笛 吹	原上野		原	i 上 野		
告示第一〇七号		告示第一〇七号 平成一八年一〇	告示第一〇七号			+		告示第一〇七号月二六日 平成一八年一〇	告示第八四号 一七日 平成一八年八月		告示第八四号	_		告示第一〇七号

ſ			-	「を		¬ 1=			
	三九	_ \	五九	C	五九	「別表第・に改める。	五	五	
20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0		六町				別表第十四中	九	九	
以 日 日	場 前 線	型 道 役	削 除 		線 梯 県 三 珠 道	中			線西〜〜
育							道広茅 域ヶ 農岳	号五市線所道七十	線西)(()第一)()
第千 こ 写 し 号	郷町上野一、二七ら西八代郡市川三 所市川大門三、四町上野一、二七 の番地先(新田	代			東側)まで (有料道路料金所 (有料道路料金所)から西八 (中山伝統 山地の (中山伝統 山地の) から西八 (東側) まで (東側) ま		先 甲 (斐	字二南路先ア	
[를	一都差光门 、市点(新 二川)新	眉			料の色ら山珠金一村西伝町		不山 山 板 今	X (ル 差南ア 点アス	
<u></u>					所先梯八統中		先(米山板金前十字路交差点)甲斐市下今井二、五八五番地三	字路交差点) 二先(南アルプス警察署北側十南アルプス市十五所七五九番地	
ţ - -		六 五 〇					字五路八	ス 警 察 で で で で で で の で の の の の の の の の の の の	
<u>¥</u> <u>+</u>					OHO		关五 差番 点地	者力化力制备	
平龙十八手十月二十六日	_。 。 除 ん付 く 引・	車両の			車		=	十地	
<u>`</u>		五〇			= 0		 韮 崎	スル南 プア	
		市川	市川		市川		告月平成	告月平成	
					第一六二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		告示第一〇七号 月二六日 平成一八年一〇	第六八	
	〇告四年 号示日七 第 月 七	八	〇告二年平 七示六一成 号第日 八		第一六 二·三 八一· 号〇一		告示第一〇七号 円二六日 一〇七号	告示第一〇七号 告示第一〇七号	
			_			,			
-									
		 - に 別 改	m		m				<u> </u>
L	四五四	「別表第十」	<u>Д</u>	六	四一 〇 六			三一、 九 六	Ē
	○ 井 市 号	「別表第十五中に改める。	ー ン イ大〇 パ月号 スバ〜	六国道二	六 号坂市 線一道 三御			三九 場前線	
	○ 井 市 号	五	ー ン イ大〇 パ月号 スバ〜	六国道二	六 号坂市 線一道 三御	点バイ。		三九 場前線	
	○ 井 市 号	五	ー ン イ大〇 パ月号 スバ〜	六国道二	六 号坂市 線一道 三御	点) までの (九番地三先		三九 場前線	
	○ 井 市 号	五	ー ン イ大〇 パ月号 スバ〜	六国道二	六 号坂市 線一道 三御	点)までの両側 (市川) 大番地三先(市川)		三九 場前線	
	○号線 舎南交差点)から甲 州市塩山上井尻一、 州市塩山上井尻一、 一一番地先(合同庁	五	_	六 国道二 大月市大月二丁目 一、	六 市道御 笛吹市御坂町金川 一、 一八三番地先(栗 一八三番地先(栗 一八三番地先(栗 一八三番地先(栗 一八三番地の町栗合 一八三番地の町乗合 一八三番地の町金川 一八三番地の町金川 一八三番地の町金川	点)までの両側バイパスとの交差の番地三先(市川		三九 場前線 町市川大門三、四一、六 町道役 西八代郡市川三郷	点) までの両側 (市川) 九番地三先 (市川
	○号線 舎南交差点)から甲 州市塩山上井尻一、 一番地先(合同庁 中側市塩山下塩後二 一、	五	ー ン イ大〇 パ月号 スバ〜	六国道二	六 市道御 笛吹市御坂町金川 一六 市道御 笛吹市御坂町栗合 一八三番地先(栗 合交差点)から 音吹 市御坂町栗合 一八三番地先(栗 1 一 1 一 1 一 1 一 1 一 1 一 1 一 1 一 1 一 1	点)までの両側 バイパスとの交差 九番地三先(市川		三九 場前線	
	○号線 舎南交差点)から甲州市塩山下塩後二 一、六○○ 一番地先(合同庁 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	五	での両側	六 国道二 大月市大月二丁目 一、七〇〇	六 市道御 笛吹市御坂町金川 一、五〇〇六 市道御 笛吹市御坂町栗合 一八三番地先(栗 合交差点)から 笛吹市御坂町栗合 一八三番地先(栗 1 一八三番地の 1 一、五〇〇 1 十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	点)までの両側バイパスとの交差の番地三先(市川	郷町上野一、二七ら西八代郡市川三 (新田) (新田) (新田) (新田)	三九 場前線 町市川大門三、四一、六 町道役 西八代郡市川三郷 六五〇	
	○号線 舎南交差点)から甲 州市塩山上井尻一、 一一番地先(合同庁 中州市塩山下塩後二 一、六〇〇 車両	五	での両側 (物橋交差点) ま (物橋交差点) ま (りまる (での両側) から大月市り橋	六 国道二 大月市大月二丁目 一、七〇〇	六 市道御 笛吹市御坂町金川 一、五〇〇 六 市道御 笛吹市御坂町栗合 一八三番地先(栗 合交差点)から 「一八三番地先(栗 日交差点)から 「一八三番地先(栗 日で交差点)から	点)までの両側バイパスとの交差の番地三先(市川	郷町上野一、二七ら西八代郡市川三 (新田) (新田) (新田) (新田)	三九 場前線 町市川大門三、四一、六 町道役 西八代郡市川三郷	
7.CT	○号線 舎南交差点)から甲州市塩山下塩後二 一、六○○ 車両 終日井尻三 一一番地先(合同庁	五	での両側	六 国道二 大月市大月二丁目 一、七〇〇 車両(五〇	六 市道御 笛吹市御坂町金川 一八三番地先(栗台交差点)から で除く 一八三番地先(栗台交差点)から を除く 一八三番地先(栗台交差点)から を除く 一八三番地先(栗台交差点)から を除く 一八三番地先(東台交差点)から を除く 一八三番地先(東台交差点)から を除く	点)までの両側 バイパスとの交差 九番地三先 (市川	郷町上野一、二七ら西八代郡市川三 (新田) (新田) (新田) (新田)	三九 場前線 町市川大門三、四 原付・ 原付・ 一、六 町道役 西八代郡市川三郷 六五〇 車両 (五〇	
ו ענו	○号線 舎南交差点)から甲 州市塩山上井尻一、 一一番地先(合同庁 中州市塩山下塩後二 一、六〇〇 車両	五	での両側	六 国道二 大月市大月二丁目 一、七〇〇 車両(五〇 大月	「	点)までの両側バイパスとの交差の番地三先(市川	郷町上野一、二七ら西八代郡市川三 (新田) (新田) (新田) (新田)	三九 場前線 町市川大門三、四 原付・ 原付・ 「一、六」町道役 西八代郡市川三郷 六五〇 「車両(五〇 市川	

を を を ے ار ľ Щ 八 八 t t Į Ę Į 梨 <u>〇</u>八 九四八 五六七 九四八 0 五六七 九四七 県 八 公 報 線川道広 西富域 部士農 野宮下町線下幕 中地道 削 削 農 削 削 除 除 除 第千七百九号 道 二一番地の一先東八代郡御坂町夏目原字宮ノ原 地先南都留郡西桂町下暮地七〇〇番 号線との交差点) 平成十八年十月二十六日 鰍沢 都留 笛吹 笛吹 鰍 都 石 留 沢 和 五平 告示第一〇七号 告示第一〇七号 平成一八年一〇 月二六日 平成一八年一〇 告示第一〇七号 六 八 五 一 八 号 ・ 〇 三 ---二七号 二八号 平成一八年一〇 告示第一〇七号 ゚゚゠゚゙ を ľ っを 九 九 九 九 九 九 九 九五三 九五四 九五三 一九八 一九八 一九七 一九七 タ和西町 イ条線ン昭道 タ和西町 Iイ条 線ン昭道 削除 削除 町 町 道 道 車両)
「双竜橋北詰交差点西側・東進番地先」
、五七〇 車両)
・
北巨摩郡双葉町竜地三、五七〇
・
北巨摩郡双葉町竜地三、五七〇 番地先 (西進車両)中巨摩郡昭和町西条四、 番地先 (東進車両)中巨摩郡昭和町西条四、 六五 六五 南甲府 南甲府 南甲府 南甲府 韮 韮 韮 崎 崎 崎 告示第一〇七号 月二六日 中成一八年一〇 七平九・一一・ 告示第一〇七号 告示第一〇七号 平九・ 第告 五五 号 第告 五五 号 第 告 第告二示 平成一八年 平成一八年一〇 平 二 · 平二・四・一 七六三 号 号 <u>-</u> Д 0

Щ 梨県公報 第千七百九号 平成十八年十月二十六日 七六四

	っを		ıć			っを			ے از			ŧ				
ó Ó		-	-		Ó			Ó			ó –		-	Ś		ኪ ከ
六 一 五		7 - 7			四五二			四五二			四		<u> </u>	<u> </u>		五四四
 削 除					削除						— 削 除				<u> </u>	 削 除
除 		道位	_) (1) (2)			道広域農			除 ——		道 [2 5 見		β 	除 ——
		七九番地二先(東進車両)					車両)	番地先(ふれあい橋南詰・南進南巨摩郡増穂町天神中条五二四					七三番地一先(西進車両)			
 長 坂								 			— 長 坂					 韮 崎
				告			告									
云型		告示第三八号 一二日		告示第一〇七号	月二六日 平成一八年一〇		告示第四九号	一二日 平成一四年九月		第一六	<u>元</u> 八		第 -	<u>x</u> 	第二	元 八
月二六日 〇		八 日 号 プ 	-	七号	# - 0		号	九月		告示第一〇七号	# - 0		三四号十	F F	告示第一〇七号	#
		•														
		¬を 		_			ΙĆ		Ó	ó	ァを		ó	Ó	[
一、〇三五		一、〇三四		一、〇三五		一、〇三四)、八四四	八四三			0、八四四	0、八四三		
 削 除		削除		 市 道		市道			削除	削除		ĭ	重広八類な	道広八ヶ農岳		
			進車両)	(双田喬北則十字路交差点・西甲斐市下今井一、二六六番地先	進車両)								番地六七〇先(西進車両) 北杜市大泉町西井出八、二四〇	番地六九一先(東進車両)北杜市大泉町西井出八、二四〇		
韮崎		韮崎		韮崎		韮崎			長坂	長 坂			長 坂	長坂		
月二六日 一〇	告示第一〇七号	平成一八年一〇	告示第一〇五号	甲成一七年一二	告示第一〇五号	平成一七年一二	L	告示第一〇七号	平成一八年一〇	告示第一〇七号 平成一八年一〇		世元等ナー芸	5 月一日 平成一六年一一	告示第九二号 平成一六年一一		告示第一〇七号

Γ									 っを		っ に	
山梨		_	_	_	_	_	_			_		_
県	_	_				_						
公報	五	四四	Ξ	=	_	0	九	О Л		O N		_
	線一村 五道 号二	線一村 五道 号二	町道	寺畑市 線金道 剛田	寺畑市 線金道 剛田	市道	号崎市線三道八韮	市道		市 道		
第千七百九号 平成十八年十月二十六日	路交差点・東進車両) 七一番地一先(市道同士の丁字 南都留郡鳴沢村字大木原二、二	の丁字路交差点・南進車両) 六六番地一先 (国道一三九号と一南都留郡鳴沢村字大木原二、二一	差点・東進車両) 番地先 (諏訪神社入口丁字路交 南巨摩郡南部町南部八、六八二	交差点・東進車両) 一先 (双葉西保育園東側丁字路甲斐市宇津谷四、五三三番地の	進車両)(市道同士の丁字路交差点・西甲斐市宇津谷四、六九三番地先	(山下精肉店北側・西進車両)北杜市須玉町藤田七二八番地先	·北進車両) (韮崎市役所北側丁字路交差点 並崎市水神一丁目二番二三号先	車両) 先(甲府市医師会館南側・東進甲府市丸の内二丁目三七番四号		車両) 先 (甲府市医師会館南側・東進甲府市丸の内二丁目三七番四号		_
白	田富士吉	田富士吉	南部	韮崎	韮崎	韮 崎	韮崎	甲府		甲 府		
	告示第一〇七号 月二六日 一平成一八年一〇	告示第一〇七号	告示第一〇七号 日二六日 一〇七号	告示第一〇七号	告示第一〇七号	告示第一〇七号 平成一八年一〇	告示第一〇七号 日二六日 日二六日	告示第八四号 一七日 平成一八年八月		告示第八四号 一七日 平成一八年八月	台 元 第 一 七 七	
	七三二		で 第こいし前)ま 五番六号先(酒)	春日本 目五番九号先	七三一 市 道 甲府市中央一丁 二〇 車「		七二九		中央一丁目一五口)から甲府市	通り線 (春日銀座街入七二九 市 道 甲府市中央一丁 一〇	別表第十七中 に改める。	
		_ _	<u>)</u>	トクへ をシタ						ク(車シタ両		L
+				ま八かで時ら					ま , で !	八か十時ら時		L
七六五	告二年の一年の一年の一年の一年の一年の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の一月の				甲 <u>府</u> 五七·二	〇 告 二 六 号 一	年一〇月八		ļ	甲府 七・五 号 五 七・二	٠	

〇七号

号先 (甲府市自二丁目一八番一

三号

告示第二

ر ا از を っに を 七三三 七三三 一、三四二 四 市道 市道 削除 通り線 春日本 市 道 甲府市相生二丁 の両側 甲府市相生二丁 目一六番五号先 から甲府市相生 目一七番一号先 東交差点)まで 治研修センター 号先 (甲府市自 二丁目一八番一 から甲府市相生 目一七番一号先 駐車場出入口) 号先 (甲府信金 ら甲府市中央一 (鶴寿し前)か 甲府市中央一丁 丁目二〇番一八 三五 三五 四〇 車両 車両 車両 除く | を クシ **ク** 終日 終日 ま で 時 から 十時 甲府 甲府 甲府 甲府 平成一八 告示第 平成一八 平成一八 五七・二 年三月 三号 告示第 三日 三日 〇七号 年一〇月 年三月 二六日 七号 · 五 を に改める。 別表第十九中 一七七 七八 七七 四三 町道役 号線 市道御 場前線 町道役 場前線 坂 三 国道二 イパス 大月バ 0号 笛吹市御坂町金川原一、一五四番 四八〇番地先(新田橋東詰交差点 四八〇番地先 (新田橋東詰交差点 から笛吹市御坂町栗合一八三番地 地三先 (一宮御坂IC南交差点) 五〇メートル) との交差点)までの両側歩道(六 西八代郡市川三郷町市川大門三、 五〇メートル) 西八代郡市川三郷町市川大門三、 との交差点)までの両側歩道(六)から西八代郡市川三郷町上野一)から西八代郡市川三郷町上野一 二七九番地三先 (市川バイパス 二七九番地三先(市川バイパス の両側 治研修センター 交差点) から大 先(都留高校南 大月市大月二丁 の両側 橋交差点)まで 五番五号先(駒 月市駒橋二丁目 目一〇番一二号 東交差点)まで 七00 笛吹 市川 市川 車両 | 日 | 八年七月二 終日 平成一八年一〇月 告示第一〇七号 告示第七〇号 告示第七〇号 平成一八年七月| 大月 平成一八 〇七号 告示第 二六日 年一〇月 四 兀

山	に 改 め る。
梨 県	ຈື
公 報	
第	○ 先 一 ○
第千七百九号	、 栗 合 交
九 号	(一、五〇〇メートル) までの両側歩道
平 成	トル)
十八年	
十月二	道 ————————————————————————————————————
平成十八年十月二十六日	
t	
七六七	

発行者	山
	梨県
山 梨	公報
県田	第千七
-府市丸の	第千七百九号
の内一丁	平成
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成十八年十月二十六日
号	月二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
即	白
印刷所株	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
当一月	
六 番	
	1-
	七六八